



この機会に、ふくしまぐらし。×テレワークを体験しませんか？

ふくしまぐらし。×テレワーク 支援補助金

対象者

福島県への移住や二地域居住を希望する、以下のいずれかに該当する方

- (1)福島県外在住の雇用者(正規及び非正規は問わない)
- (2)法人(テレワーク体験者は県外在住者に限る。)
- (3)福島県外在住の個人事業主等。

申請期限

原則として出発日の10日前まで

(対象の可否や内容の確認など、申請前の事前相談をおすすめしています。)

※令和6年2月20日(火)までに完了するテレワーク体験が対象です。

補助金概要

コース名	ふくしま“ロング・テレワーク”体験コース 【長期コース】	ふくしま“ショート・テレワーク”体験コース 【短期コース】
概要	1～3ヶ月間、本県に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを実施するとともに、地域交流等を行い、生活環境を体験する場合	短期間(2泊3日から5泊6日まで)、本県に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを実施するとともに、地域交流等を行い、生活環境を体験する場合
対象経費	宿泊費、交通費、施設利用料、レンタカー代	
補助率	補助対象経費の3/4	
補助上限額	1人あたり30万円	1人あたり1万円/泊
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間は30日以上90日以内とし、事業期間中における勤務日は、業務の都合を除きすべて本県でテレワークを実施すること。 ・滞在期間中、地域交流等の体験(※)を2回以上実施しその結果を報告すること。 ・事業実施期間における勤務日は、原則、1週間のうち4日以上とする。また、滞在期間中のテレワーク勤務時間の合計は、勤務日×5時間以上とする。 ・同一年度に1回のみ利用可能。 ・SNS等で県内のテレワーク環境や福島の魅力を発信すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一年度に2回まで利用可能。(ただし、長期コースを利用している場合は、同一年度に1回まで) ・滞在期間中、地域交流等の体験(※)を1回以上実施しその結果を報告すること。 ・本県に連続して滞在している期間のうち、滞在日数の半分以上の日はテレワークを実施すること。また、滞在期間中のテレワーク勤務時間の合計は、勤務日×5時間以上とする。 ・SNS等で県内のテレワーク環境や福島の魅力を発信すること。

※地域交流等の例 テレワーク施設等が実施する地域イベント等への参加、地域団体や企業との情報交換及び交流 など
(該当するか判断できない場合は、県へお問い合わせください。)

問合せ・提出先

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

連絡先: TEL:024-521-7119 MAIL:fuku-telework@pref.fukushima.lg.jp

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/teleworkjuhojo.html>

